

平成25年11月29日開会

平成25年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

(その2)

目

次

第 2 1 号	知事等の給与に関する条例の一部改正について -----	1 頁
第 2 2 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について -----	3
第 2 3 号	徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正について -----	5
第 2 4 号	徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正 について -----	7
第 2 5 号	控訴の提起について -----	9

第二十一号

知事等の給与に関する条例の一部改正について

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与に関する条例（昭和二十七年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十五年四月分から平成二十六年三月分まで」を「平成二十六年四月分から平成二十七年三月分まで」に改め、「知事等」の下に「（病院事業管理者を除く。）」を加え、「八十二万円、病院事業管理者にあつては九十三万円」を「八十二万円」に改め、「（第一号から第四号までに掲げる者に係る期末手当を除く。）」を削り、同項第二号中「百分の十八」を「百分の十」に改め、同項第三号中「百分の十二」を「百分の五」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の五」に改め、同項第五号を削る。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

本県の財政の健全化について自ら取り組むため、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十二号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「ほか、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を、「相当する額」の下に「（以下「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の二を乗じて得た額（その額が二万円を超えるときは二万円、その額が二万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあつては差額相当額が三万円を超える場合に限りその超える額」を加える。

附則第十一項中「附則第十三項」を「次項」に改める。

附則中第十二項を削り、第十三項を第十二項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（人事委員会への委任）

- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例及び徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 次に掲げる条例の規定中「附則第十四項」を「附則第十三項」に改める。

- 一 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百十七号）附則第二項及び第四項
- 二 徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百二十五号）附則第十三項

提案理由

平成二十五年十月十六日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の一般職の職員の給与について、平成十八年四月一日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十三号

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正について

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「ほか、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を、「相当する額」の下に「（以下「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が二万円を超えるときは二万円、その額が二万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあつては差額相当額が三万円を超える場合に限りその超える額」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

提案理由

平成二十五年十月十六日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の学校職員の給与について、平成十八年四月一日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第二十四号

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十二月四日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「ほか、」の下に「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間にあつては」を、「相当する額」の下に「（以下「差額相当額」という。）から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が一万円を超えるときは一万円、その額が一万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間にあつては差額相当額から差額相当額に三分の一を乗じて得た額（その額が二万円を超えるときは二万円、その額が二万円を超えない場合であつてその額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を減じた額を、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間にあつては差額相当額が三万円を超える場合に限りその超える額」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

提案理由

平成二十五年十月十六日付けの人事委員会勧告に鑑み、本県の警察職員の給与について、平成十八年四月一日実施の給料の切替えに伴う経過措置を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 25 号

控訴の提起について

平成25年11月29日言渡され，同日送達された徳島地方裁判所平成23年（行ウ）第1号行政処分取消等請求事件の判決に不服があるので，高松高等裁判所に控訴を提起する。

平成 25 年 12 月 4 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 控 訴 人 徳島県

2 被 控 訴 人

3 原判決の表示

- (1) 処分行政庁が平成20年10月9日に原告 に対してした運転免許取消処分を取り消す。
- (2) 被告は，原告 に対し，36万5900円及びうち33万5900円に対する平成23年2月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 原告 のその余の請求及び原告 の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は，原告 に生じた費用の3分の1と被告に生じた費用の6分の1を被告の負担とし，原告 に生じたその余の費用と被告に生じた費用の6分の2を原告 の負担とし，原告 に生じた費用と被告に生じたその余の費用を原告 の負担とする。

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決中，控訴人の敗訴部分を取り消す。
- (2) 同敗訴部分の被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1審，2審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

提案理由

徳島地方裁判所平成23年（行ウ）第1号行政処分取消等請求事件の控訴（控訴期間 平成25年12月13日まで）について，地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

